

個人情報・事務処理・ 情報公開制度の利用 状況を公表します

※(±は前年比)

○個人情報・事務処理状況

平成14年度のコンピューターによる個人情報の事務処理状況は、次のとおりです。

住民基本台帳登録者数	71,864人 (+14,527人)
介護保険被保険者証交付者数	13,085人 (+744人)
介護保険料納付義務者数	13,032人 (+757人)

○情報公開制度の利用状況

平成14年度に広域連合の保有する行政文書を公開した状況などは、次のとおりです。

1 実施機関別の行政文書の開示請求件数

実施機関の区分	件数
広域連合長	0(−1)
選挙管理委員会	0(±0)
監査委員会	0(±0)
議会	0(±0)
計	0(−1)

2 行政文書の開示請求に関する決定の状況

開示	部分開示	非開示
0(−1)	0(±0)	0(±0)
不存在	取下げ	計
0(±0)	0(±0)	0(−1)

今年もやります

介護保険料減額措置のお知らせ

久慈広域連合では、昨年度から、所得段階が第2段階で生活に困窮し、介護保険料の納付が困難と認められる方の介護保険料を軽減しています。下記の項目に該当する方は広域連合または、市町村の介護保険の担当窓口で申請してください。

《対象者》

下記のすべてに該当する方が対象となります。

- 世帯員全員が住民税非課税（所得段階第2段階）。
- 世帯の年間収入が120万円以下（世帯員3人目からは、1人につき40万円を加算）。
※遺族年金や各種給付金、仕送りなども収入に含みます。
- 住民税課税者と生計を共にしていない。
- 資産などを活用しても、生活が困窮している方。

※ 減額の効力は認定された年度内で、申請の受付は毎年所得段階が決まってから（7月中旬）となります。

《承認後の介護保険料》

年額27,000円
(第2段階の保険料)

“−9,000円”

年額18,000円
(第1段階の保険料)

※ 保険料の減額は、承認されたのち変更されます（ただし、承認前の納額に係る保険料は減額されません）。

《申請に必要なもの》

介護保険料減免申請書	収入状況等申告書兼収入状況等調査同意書	介護保険料納入通知書 または 特別徴収額決定通知書	収入額を証明できるもの (確定申告書、所得証明書、年金振替通知書など)	家計状況が分かるもの (預貯金通帳など)
---------------------------------------	--	--	--	---

申請の相談や問い合わせは、お近くの役所（役場）介護保険担当課のほか、久慈広域連合でも受け付けています。

編集後記

▽久慈広域連合に携わってとうとう四年目になり、当時二十六才だった私も先日独身のまま三十歳の大会に乗りました。▽痩せて嫁を見つけて帰って来いと、山形村から派遣に出されて四年目、どちらも未達成のため今年も戻れませんでした。▽広域連合がこれまで一番長い配属先となりましたが、いつの日か山形村役場に戻る日はやってくるのでしょうか。
(皆川)



おわびと訂正
四月に発行した「みんなの介護保険」の四ページに掲載した、介護保険料の所得段階を説明した表で、**「老齢福祉年金を受給しているのはい」と**を逆に記載する誤りがありました。老齢福祉年金を受給している人は所得段階が第一段階となります。おわびして訂正いたします。